

第 96 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和元年8月8日（木） 13：27～15：05

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、伊藤正次構成員

〔政府〕宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室参事官、多田治樹内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和元年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 37：小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和（文部科学省）>

（高橋部会長）基本的に、東京都の提案について根拠があるということをお聞きしたとお聞きしたが、そういう認識でよろしいか。

（文部科学省）その通り。

（高橋部会長）かつ、今、御紹介いただいた4. の2番目にも免許制度のあり方等について検討されているということなので、多分、東京都のこういう御提案があるということをお聞きして審議会で御議論いただくことになると思うが、スケジュール的にはどんな感じか。

（文部科学省）全体で審議をしており、明確なことは申し上げられないところがある。この学級担任と教科担任の話は、今までの仕組みをかなり変えることになることもあり、審議全体で考えると、今の委員の任期が再来年2月になるので、最長で1年半ぐらい先が一番のお尻になると考えている。

（高橋部会長）2021年2月か。

（文部科学省）その通り。ただ、それより前に答申としては出してはいただけるとは思っているので、可能な限り早目に対応していきたいと考えている。

具体的にいつ出るというのは今時点では申し上げられないところもあるので、一番遅いところだということしか申し上げられないが、これは私たちとしてもなるべく早く対応したいと考えており、例えば審議のまとめが出る時期や、中間まとめのようなある程度の方向性が出る時期からは動いていけると思うので、準備は早目にはできると考えている。

（高橋部会長）すみません。中教審に諮問する時に、普通の審議会はお尻が大体ここまでみたいなことを考えている。それは、今回はあまりお尻を決めないで諮問したということか。

（文部科学省）この諮問をした時に、事務局からの説明では、2020年末頃までに可能な範囲で取りまとめたいただくことを目途に御審議いただきたいということで諮問をしているところである。

（高橋部会長）理解した。

（大橋部会長代理）今回の提案については多分、2つの問題点があって、1つは中学校での教員の経験3年を要求してきたという、今までの制度の趣旨についてである。中学校の先生なので、普通は中学校に勤めるから、中学校での3年を要件とすれば、言ってしまうと教員としての経験3年を認定できるという趣旨であったという気がする。

状況が変わって、小学校の専科に、いきなり中学校の免許を持った新卒の先生が行くという時代になった場合に、この要件が要求していたのは学校の先生としての3年経験ということであれば、小学校での3年の経験であっても要件を満たすということなのではないかと思うので、そうだとすると、大きな制度改革を待たずに、今までの理念からしても当然認められることで、ただ予定していなかっただけの事柄ではないかというのが私の受けとめ方の一つである。

もう一つは、今、審議にかけていらっしゃる事項が、提案との関連で言うと、方向性が同じ方向へ向かっている点である。中学校の免許を持った先生も、小学校で臨機応変に教えてもらえることができ、一人の人材が小中

どちらでも活躍していただけることになれば、今後、先の世の中は読めないから、どんな変化があっても柔軟に教員組織のほうで対応できる。そういうシステムを作ることで、この答申でも、今日のペーパーには有りませんが、柔軟に対応できる教師集団ということを目指されているので、それとも提案は合致するので、私どもは2つの実質的な観点からして、これはぜひ実現していただきたいと思う。

できれば、確かに中教審の審議の中身にはぴったりなのであるが、これの最後を待たずとも、前者のところの側面からいえば、切り離してでも実現していただくことは可能ではないのか。そこら辺を教えていただければと思う。

(文部科学省) 趣旨は大変よくわかった。私たちもそういう気持ちはある。

ただ、国の教員免許関係の制度を変えていくことにおいては、しっかり中教審で御審議をいただいて変えていくことが必須になっているところもあり、それはここだけをいじるという話ではなく、もしかしたら、全体の制度設計と絡んでくることがあって、また一回変えて、次にもう一回すぐ変えるみたいなことにはできない。そこはしっかり全体の大きな改革の中で、ここの部分はこういう趣旨だからこう変えますという位置づけをしっかりとした上で変えていかないと、二度手間になることをしては現場にとってよろしくないと思っているので、そういう意味で全体と申し上げているところ。

いずれにせよ、方向性がある程度見えてくる時点では早く動いていきたいと思っている。

(大橋部会長代理) 中教審で御審議いただく際に、政府がやっている、こういう提案募集のようなものがあって、現場の自治体からこういう意向が出ていることや、提案の実質的な方向性はこういうことなのだということの御紹介は中で行っていただけるのか。

(文部科学省) そういう話をしていけないと、何でという話にもなってくると思うので、御紹介しながら御審議をいただくことになると思っている。

(高橋部会長) 全体の中教審での審議という話があるのは我々もよくわかる。ただ、単年度の制度、我々の方の提案募集の制度が年度中には何らかの結論的なものを政府にお出ししなければいけないということがあるので、我々としては実現の方向に向けて検討するというような、積極的な方向で閣議決定できればと思っているが、その辺は御協力いただけることはあるか。

(文部科学省) 承知した。要は、中教審での審議をないがしろにしているというふうにならない限りの表現であれば問題ないと思っている。

(高橋部会長) そこは事務局、中教審の審議、さっきの文科省の御懸念がないような形で、かつ積極的な方向で、どういう表現が可能か、ちょっと2次ヒアリングまでによく文科省と御相談していただければありがたいと思う。事務局、それでいいか。

(林参事官) はい。

(高橋部会長) よろしいでしょうか。何かあれば。

(大橋部会長代理) すみません。特別部会は年度内にある程度開催されるということなのか。特別部会の状況は、こちらにフィードバックしていただくとかというのは可能なのか。

(文部科学省担当者) 特別部会も実は何度かやっている。また、教員関係を審議する教員養成部会も動いている。さらに、その両者の上にある初等中等教育分科会がある。特に、特別部会では教科担任制、学級担任制の部分をどうしていくかというものの示唆を出す予定で、それを受けつつ、教員養成部会の方で、教員免許の部分をどうするかというところを考える。

そういう関係性にあるので、お互いの審議状況を注視しつつ、上の分科会に上げ、最後は総会に上げていくという流れになるので、随時動かしつつやらせていただく。特別部会をいつまでにするというのは、明確にはないが、おそらく年内にはある程度の方向性で、つまり教科担任制の扱いについてどうしていくかという話は出てくると思っているので、そういうものを踏まえた対応をしていくことになると考えている。

(高橋部会長) よろしいか。では、そういう方向で、よく事務局と御相談いただければと思う。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

<通番 24：町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（国土交通省）>

(高橋部会長) 色々とお努力していただき、作業を進めていただいたことにお礼を申し上げたい。大分、条件としては整ってきたと御評価いただいているのか。そこを教えていただきたい。

(国土交通省) 各都道府県の担当の皆様は今回の我々の求めている考え方をかなり御理解いただけたとっており、その状況を踏まえ、今回、このような形で回答させていただいた。

(高橋部会長) そうすると、2次ヒアリング等でもさらに進捗というものを教えていただきつつ、大分煮詰まってきたため、個別に各都道府県に聞いていただくということは可能だと思うが、一括法でお願いできるという方向で御協力いただけるかどうかという話だが、そこはいかがか。

(国土交通省) 今、各都道府県から御回答いただいている方針に大きな変更がない限りは、一括法のほうできちんと対応させていただきたいと思っている。

(大橋部会長代理) 全体の状況はよくわかった。定めていない留意事項が1つ以上ある11団体というお話があったが、その11団体との関係では具体的にどのような調整をされているのかを教えていただきたい。

また、1つ以上の項目の記載がないということで、先ほどお聞きした3点、処理期間と、内部のルールと、不調に終わった際に審議会にかけるという3つの中で、どこが特に欠けているのかといった中身について教えていただけるとありがたい。

(国土交通省) 1つ以上記載事項がない11団体については、個別に何か困っていないかといった点はお伺いしている。こちらからモデル的に、こういった形で手当てできればいいのではないかと参考例も示しているため、そこまで困っている団体はないとは思っているが、その辺の問い合わせも受けながら進めている。後は、定期的に進捗状況を確認しながら進めている状況である。

3項目については、我々の中でも特に3つ目の項目が大変大事だと思っているため、その辺も話をしているが、地方分権を進めるという大きな流れの中でのこの扱いについては、自治体には非常に理解をいただいていると思っており、その結果が今の状況になりつつあると理解している。

(大橋部会長代理) ぜひ3つ揃えていただき、ある程度問題の所在が明るみに出て、透明なところで合理的な議論をしてもらうのがこの手続の趣旨と思われるため、引き続きよろしくお願ひしたい。

(高橋部会長) 定期的に11団体をフォローされているということであるため、その結果も随時、分権事務局に教えていただき、最終的には一括法に向けて引き続き御協力いただければと思う。

<通番 23：旧農地法に基づく国有農地等に関する運用及び手続の見直し（財務省・農林水産省）>

① 旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を行った国有農地等に係る法定受託事務の運用の見直しについて

(高橋部会長) もともと歴史的な経緯から都道府県に委ねていて、分権によって法定受託事務に切り替わったという歴史的な経緯はわかるが、本来は農地改革の関係で国が強制的に買い上げた国有農地であるため、不要地認定がされた場合については、国で管理するのが原則だと思うのだが、そういった原則に現在切り替えることはできないのか。

(農林水産省) 今、部会長がおっしゃったとおり、歴史的な経緯を踏まえて、国がまさに買ったものだが、やはり全国に農地があり、実態がそれぞれ違うものであるため、市町村や都道府県の農業委員会が買収計画を定めて、それに従って色々手続を進めていたところがあり、やはり実務をよく知っている都道府県がやっていただくことが合理的ではないかという考えで行ってきたところ。

不要地認定をした後で、先ほど財務省から御説明もあったが、この農地法の世界は農地をどのように使うかということであるため、農地として使わないということになれば、それは普通の財産として引き継いでいく処理になることから、その意味ではその手続をどうするかという問題であるため、両省から御説明したとおり、その手続をできるだけ早くすることでお応えをしていきたい。

(高橋部会長) 不要地認定した土地について農林水産省で管理するのは無理なのか。

(農林水産省) 不要地認定した土地については、最終的には財務省に引き継ぐことになるため、その途中でまた不要地認定した土地を新たな資格で農林水産大臣が管理するのが果たして適切かどうかというところは疑問の余地があると思う。

(大橋部会長代理) 確かに法定受託事務の時代であれば、都道府県が管理するのはわかる。現在でも当初の管理を継続するところまではわかるのだが、法律上不要地認定されて農地ではないということになった段階で、なお都道府県がこの土地を管理することの根拠規定は何か。農地である限りでは、あなたのところで管理をお願いします、その沿革があるからやりなさいというのはわかるが、不要地認定まで至った後に

都道府県に対して、農林水産省でも財務省でもいいが、都道府県が管理しなさいと義務付けるその根拠は一体、何になるのだろうか。

今回の提案を読んでいくと、何で私たちが管理しなければならないのか、管理を担わせる制度的な根拠を求めているのだと思う。それは、普通財産になったので、あとは財務省の問題だからといって農林水産省が後ろに下がるような問題でもなく、これはやはり国有地ということであれば、あとはそちらで調整いただくような問題にもなる。なお、ここでこういう管理を都道府県が負わされていることの根拠が、経緯や、今までの実務経験から都道府県にやってもらうのが合理的だとかという、そういう政策論は政策論としてわかるとしても、何か制度的根拠がはっきりしていないような気がするので、分権の観点からどうなのかと率直に思う。

(農林水産省) 先ほど御説明した資料の2ページに平成21年の農地法改正後、どのように手続がなっているかという図があるため、これを見ながら御説明させていただく。

今、御意見があった不要地の認定がされたあと右下のほうにある、その後の中間段階というものを、なぜ都道府県が管理して、農林水産省が持たないのだという御意見かと思うが、基本的な法的な建前としては、この不要地認定後の土地については、それまでは法定受託事務で管理している都道府県が国有財産を財務省に引き継ぐために、境界の確定や隣地から何か出ていないかなど、そういう確認をしていくプロセスがそこから始まっていくことになる。

その意味では不要地認定して、ある一定期間があって、また引き継ぐよりは、不要地認定したら、速やかに引き継ぎの方向の手続に入っているということだと思うので、それに時間がかかっているところについて、いろいろ御意見を伺っているところであるため、今、大橋部会長代理から御質問のあったところにつきましては、この間に何かあるというよりは、この不要地認定がされたら、その手続を速やかに進めていって所管を引き継ぐという法制度になっている。

(大橋部会長代理) ここが連続的になっているというお話だが、実際にはここで相当期間が空いてしまっていて、この間に実際の管理など色々なことをやっていて、国も補助金を出しているようだが、管理している間に何か問題があって、この土地の管理責任など問われるような法律問題などが出てくる可能性やリスクも他方ではある。そうすると、農地の管理が不要地認定後も引き継がれることが想定されているようであるが、このように現実に不要地を管理する事務について、本当にこれは都道府県などが引き継ぐという仕組みなのか、農地管理の義務付けから及んでいるのかというところの問題があって、法的根拠が非常にうやむやな感じがする。

(農林水産省) 私の説明が不明確だったかもしれないが、法的に、また、考え方としては不要地認定後、速やかにいろいろ調べた上で移すということになっているため、そこについて、法的な仕組みとして明確でないところはないのかと思うが、それが実態として時間が非常にかかっていること。

それと、時間がかかっているところについて、弁解ではないが、土地というものは動かすに当たって様々なことを調べなければいけないところで時間がかかる実態もあり、仕組みの問題というよりは、何度も申し上げているとおり、両省でこの運用をどう改善できるかというところが問題なのではないかと考えている。

(高橋部会長) 旧農地法施行令第15条で、農林水産大臣が不要地認定後の引き継ぎ等を行うために、自ら関与することを相当と認めて通知した土地は都道府県の管理対象地から除外できるという規定があった。都道府県で必要な、例えば調査や境界確定後、農林水産大臣に管理を移すということはできないのか。

(農林水産省) 御指摘のあった規定だが、基本的に念頭に置いているケースは、例えば国で当該農地を売り払う際に、都道府県がそれを知らずに、ほかの方に貸してしまうケースを防ぐためにこういう規定があるというのが基本的に想定しているものであるため、今回のような場合にこの規定を使うことは想定していない。

(高橋部会長) 直接使うということではなくて、そういう趣旨を踏まえて同様の措置をとることはできないのか。こういう規定があるのだから。

(農林水産省) その規定自体の趣旨が、先ほど申し上げたところである。それで、この規定を使ってどうかというところで、先ほどの議論に戻るが、基本的には不要地認定がされた後は、最終形に向けて手続を進めていくときに、いずれにしろ、農林水産大臣が再び管理をすることになったときにも、やはり色々な調査などは必要になってくる。

(高橋部会長) 調査済みの内容の一式を都道府県が地方農政局に引き継げば、農林水産大臣から財務省に交渉してお渡しする制度はあるのではないかと。都道府県が直接財務局に交渉するのではなく、地方農政局と財務局同士でそのところは決着をつけてもらう制度だってあっていいと思う。

(農林水産省) 御指摘のとおり、委託しているのは農林水産大臣であるため、その委託をしている農林水産大臣と都道府県の間で引き継ぐことだと思うが、一方で別の見方をすると、都道府県から財務局、財務省に引き継ぐ基本的な流れがある中で、もう一つ、国の別の機関が今度は財産を移す者として登場することが果たして手続的に軽減になるかどうかというのは疑問なところもある。

(高橋部会長) 都道府県は農政局に一式渡してしまえばいいのだから、それで終わる。あとは国同士の話で、農政局と財務局の関係という話だと思う。

(農林水産省) 委託してきちんと管理をしていただき、それを国に引き継ぐときに、やはり農林水産省として、土地の返還の際には、色々な調査は必然的に生じてくるものであるため、今度は農政局と都道府県の間で色々な手続が生じてくるのではないかと思う。

(伊藤構成員) この資料4の通し番号13ページ、5ページというところで、この上の囲みの○の3つ目で「原則、都道府県等と国との間で行う事前調整を経た後、農林水産大臣から財務大臣へ引き継がれ」と記載されているが、法的に不要地認定されたということは、都道府県の管理からは外れる。そして、農林水産省の土地として、それを財務省に引き継ぐ形と理解してよろしいか。

(農林水産省) 不要地認定をしたからといって、直ちに都道府県の管理の事務がなくなるわけではない。

(伊藤構成員) 事務はなくなるということだが、法的にどういう位置付けになっているのか。

(農林水産省) 法的には変わらない。引き継ぎがなされることによって土地が移るということであるため、不要地認定されたら、境界の確定などを経た上で引き継ぐ。そこまでを管理としてお願いしていることになっている。

(伊藤構成員) この管理の部分を事実上、都道府県がやっていることはわかるが、都道府県としては、これは相当の負担なので、できるだけやりたくないとか、国のほうでやっていただきたいということなのだが、現状、引き継ぎということで、この矢印が下にある、農林水産省に一旦引き継ぎをして、その後、財務省に引き継ぐフローになっているということなので、先ほど言っていた、一旦、農林水産省のほうで不要地認定した土地を管理することになるのがおかしいということと農地ではないということとの御説明の間の整合性について、もう一回確認したい。

(農林水産省) 管理につきまして、まずは農林水産大臣が農地については管理をしている。その事務について、法的に都道府県に委任させていただいている。それについて、農地としては使わないと不要地認定がなされたら、その管理について、そこで終わるわけではなく、その管理の一環として、その財産を戻す。その戻すところまで管理を受託していただいているということ、それが適正かどうかという御意見はあるのはよく認識しているが、冒頭で申し上げた事情でそのようにさせていただいている。

(伊藤構成員) 都道府県が管理して、直に財務省に渡すわけではなく、一旦、農林水産省に渡って、そこから財務省に行くわけか。

(農林水産省) 委任しているため、委任しているものがどこの行為かというのはあるが、農林水産大臣はまず、第一義的に持っていて、それを都道府県に法的に管理をお願いしている。そのお願いしているものが最終的に引き継がれるまで管理のお願いをしていて、最終的には農林水産省から財務省に行くことになるので、管理をどこまでしていただくかという話かと思う。

補足させていただくと、引き継ぎの事前調整は正式に法的にいくと、その下にある不要地認定をして、農林水産省から財務省に引き継ぐというところで、この引継ぎをするに当たって、都道府県で当時の資料や現地の状況、管理の状況など調書を整理していただき、それをもとに、境界の確定や工作物等の越境状態等の確認事項を事前に調整することによって円滑に引き継ぎができるようにという形で流れているため、ここの事前調整というのは、あくまで運用の形になっており、農林水産省のほうで財務省に引き継ぐまでの間は都道府県のほうに法定受託事務として管理を行っていただいているのが実態である。

(高橋部会長) これは矢印が時系列的になっていないのだが、まず不要地認定という行為が先にあるのか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) その後に、引継ぎのために書面確認や現地確認など様々な確認をして調書を作成し、農林水産省に報告が行き、農林水産省から財務省に引き継ぎ通知が行って、財務省がそれを受け取った。番号順

に言う、そういう話か。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 今の御説明に齟齬がないか。伊藤構成員の御指摘で思ったのだが、法的には農林水産省から引き継ぎ通知が財務省に行くのか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 法的に行くのだから、まず農林水産省としては、この事前調整や確認事項がされたということ、農林水産省が法的に把握しないと引き継ぎ通知が行かないということか。

(農林水産省) 3ページをご覧いただきたい。不要地認定に係る資料の提出や、引継ぎに係る資料の提出というものを農林水産大臣は法定受託事務として都道府県にお願いすることになっており、そういうことも含めてやった後で、今申し上げたとおり、条件を揃えた上で農林水産省から財務省に引き継ぐということになるため、その間の管理業務というものを我々としては法定受託事務の中でやっていただくのが合理的なのではないかと考えている。

(高橋部会長) 境界確定などというものは持っている人間がやるのがいいのだから、それはわかる。問題は財務省との法的な、最終的な引き継ぎます、引き継ぎませんという調整は都道府県にお願いするのではなくて、農林水産省が責任を持ってやるべきなのではないか。

(農林水産省) 農林水産省が責任を持たなければいけないというのは御指摘のとおり。

(高橋部会長) それを都道府県にやらせているのではないか。財務省との実質的な交渉も、地方財務局に行き、調整しなさいということ、都道府県にやらせているのではないか。

(農林水産省) 調整しなさいというよりは、速やかに引継ぎができるよう、現場の段階で状況を知っている都道府県が財務局との間で確認行為を行っている。それで管理の範囲として、境界確定や何か越境物がないかなど、こういったものの管理を実際に都道府県がやっているため、その状況をもとにして事前に調整をさせていただいているということだと思う。

(高橋部会長) 引き継ぎについて、農林水産省が関与しないといけないのではないか。この問題について農政局が知らないというのはおかしいと思うが。

(農林水産省) 農政局が知らないというわけではなく、当然、農政局も、例えば現地の確認に行くとか、調整の段階や書類の最初の確認など、そういったものは農政局も一緒になってやっているため、全く農政局が知らないということではない。

(高橋部会長) 事務局、それは実際、そうなのか。

(橋本参事官) 今、5ページの引継ぎに係る順番についての御指摘があったが、自治体側も、境界確定や越境状態があるものについて、それを処理してからでないと引き継げないというのは十分わかっている。

ただ、その上で、そういうものが全部済んだにもかかわらず移管に時間がかかっているものがあるという訴えであるため、それが何に由来するのか。そういうことであれば、特に我々として、自治体側として、やることをやったのに移管が進まないのであれば、それは今、部会長がおっしゃるように、農政局のほうで引き取っていただいてもいいのではないかと御指摘だと思う。

このフローの、ある程度まで行ったにもかかわらず、というものが今回の提案の背景にあると理解している。

(大橋部会長代理) 冒頭に確認して、まだ分からないのだが、農地法等の一部を改正する法律附則第8条1項に基づき法定受託事務で都道府県に管理をお願いしているといっても、2項のところの売り払いとかというところの話ではないのか。

本当に法定受託事務で売り渡しとか、移管までが都道府県の仕事になるのか。

(農林水産省) 新法の後も、この管理につきましては、都道府県に法定受託事務としてお願いしている。

(大橋部会長代理) それは農地の管理ではないか。

(農林水産省) 農地の管理である。平成21年の農地法改正で都道府県が売り渡しをするのは廃止している。これは一般の売り渡しである。

それから、管理を都道府県がしている、2ページを見ながら申し上げるが、管理している農地等について、不要地認定されるのがこの一番上で、あと、農業利用で譲与されるものがある。その左で、売り払いを借受人等々に行うのは農林水産省が直接やる事務と整理されており、一番右にあるのが結局、不要地認定されたものについて所管を変えるというものがここにある形になっている。

(大橋部会長代理) 不要地認定から左の部分についても法定受託事務になるのか。

(農林水産省) 法定受託事務になっているのは、管理のところである。売払い、引継のところは法定受託事務ではなく、農林水産省が財務省に行くこととなっている。

(大橋部会長代理) 実際には、この管理のところ全部をやらせているわけでしょう。それは無理ではないか。

(高橋部会長) 財務省への引継ぎまでは法定受託事務になっていないのではないか。

(農林水産省) 然り。3ページ、通し番号の11ページにあるとおり、実際に管理をしていて、引継ぎをするために必要な情報は県が持っているため、引き継ぎに必要な情報の整理というところはやってもらっている。

(大橋部会長代理) 法定受託事務をそんなに拡大していいのか。

(高橋部会長) 管理はいいと思うが、財務省への引継ぎまで法定受託事務で農地法に列挙されているのか。

(農林水産省) 引継ぎの前段として。

(高橋部会長) それは認められない。農地法に列挙された事務以外は付随的なものであっても法定受託事務にできない。列挙された事務のみが法定受託事務である。それは明らかに地方分権のときの整理であるため、そんなに広く法定受託に読み込んでもらっては困る。

管理の範囲内でやれることは都道府県はやっている。それで、引継ぎのところでは地方財務局といろいろ交渉しなければいけないのが大変なので、そこはやるべきことをやって、それを地方農政局に引き継いだら、農政局が国同士でやってほしいというお願いである。何も悪いことはないと思うが、それはだめなのか。

(農林水産省) 部会長のおっしゃるとおり、法定受託事務を拡大して云々というのはあってはいけないことだと思う。いずれにしても、少し調査をしてみたいと思う。明らかに管理を逸脱しているようなことがある場合に、それをどう是正するかというのは真剣に検討したいと思う。

(高橋部会長) 農地法の整理に基づいて、どこまで都道府県にお願いできるのかということは法令的によく事務局と相談していただいて、法制的にすっきりしていただきたいと思う。その上で、それは2次ヒアリングまでに御回答いただければと思う。

それで、申しわけないのだが、財務局はどうなのか。ローカルルールは別の会議でも議論になったのだが、財務局の中でいろいろ違うルールでやっていないか。そんなことは絶対ないのか。

(財務省) 売れないからということか。

(高橋部会長) 然り。

(財務省) それは全国に調査をかけてみないとわからないが、ルール上は、例えば宿舎跡地や庁舎跡地など、そういうものを引き継ぐときも、およそ不動産の管理としてなされるべきである境界確定や越境物の是正などはやっていただく。

ただ、この財産は売れないから要らないといったことはやらないのが我々の引き継ぎの世界であり、これだけではなくやっている話であるため、現場でどういう会話がなされているかというのは色々、つぶさに調べなければいけない。

(高橋部会長) 宿舎は人が住んでいる中にあるため、売れるし活用できる。過疎地域の集落にある農地のようなものについて、本当に処分先がなければ受け取らないというルールで運用されているかどうか、調べていただきたいと思う。

(財務省) 地元の慣行として、ないかということか。

(高橋部会長) 然り。地方財務局の慣行として、それは分権事務局、一緒に調査することはできるか。サンプル調査でもいい。

(橋本参事官) 然り。どのような調査の仕方があるかというのはあるが、我々としては追加共同提案として、我々も同様の問題意識ですという団体があり、やはり同じような、どうしても受け取らないというように言われているという事例があると承知している。

(高橋部会長) ほかの会議体で、ローカルルールがいっぱいあるという例を聞いている。

(財務省) ルールはそうっていないので、ローカルルールでそういう慣行があるかというのはちょっとまた探る余地はあると思う。

(高橋部会長) それで都道府県が困っているならば、国として是正しなければいけない。

(財務省) 先ほど橋本参事官からもお話があったとおり、我々というか、都道府県が管理するべきところは

境界が確定し、越境物の処理もしたが、国に受け取ってもらえないということになると、それは引継ぎされないまま宙に浮いた状態が続くということになるため、我々もローカルでどうなっているか、不明なところはあがるが、やり方としてはそういう処分見込みや可能性がないから引継ぎを受けないということはない。

(高橋部会長) 本省としてはそうだというのはよくわかる。

(財務省) それを徹底するなど、手はあると思う。

(高橋部会長) ただ、そこはどこまで徹底したかという見解の相違もあるため、財務省的にここまできっちりやりなさいと言われていたのと、ここまでやったけれども、これ以上はという都道府県との見解の相違もあるので、そういうこともないかどうかということを含めて、サンプル調査でもいいので、少し共同で実態把握をしていただきたい。その上で2次ヒアリングに向けて、またお互いに知恵を出していきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(大橋部会長代理) 今、実態のところについては、これだけ提案団体から提案が具体的に出ているため、1団体との意思疎通が違ったということではないと思う。もしそういう実態調査を実施していただいて、確認ができたのであれば、きちんと細部まで行き渡るよう、何か明確な方針を文書で出すところまで御検討いただきたい。

(財務省) 売れないから受け取れませんという宙に浮く状態が続くのはよくない状態であり、我々としても本意ではないため、そういうものは受けて、どんどん売っておいたほうがいいと思っている。

② 旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与した土地についての用途廃止時の運用の見直し

(高橋部会長) 農地としても使わなくなって、道路としても使えないような状態になっているときに、代替農地は要るのか。

(農林水産省) 譲与する、無償で出すことの方針について、一応、道路や水路、揚水機もしくはため池として使用することを目的として譲与しているのだから、その目的が外れたときについては、国有財産としての考え方から無償で返していただくとしているが、ただ、現実の実態を見て、ちゃんと代替できるものを整理した場合については、それは用途等に使われたとみなして、もう返さなくていい、譲与のままでもいいとしている。

その意味では特例的に、当初に譲与した目的や、形は変わったけれども、達成されているのであれば、それはそのままにしましょうというところであるため、そこが前提が崩れて、代替のところも用意をしないということになると、どうしても当初の目的の範囲外になることから、一般ルールに戻さざるを得ないという考え方である。

(大橋部会長代理) これは多分、国に返還して処分することが相当大変な事務があって、今、都道府県でやっているが、先ほど議論した不要地認定後の国有農地等の運用を整理すれば、場合によっては農林水産省のほうにこの仕事に戻ってくるのだと思う。そうすると、これはやはり本当にこれだけの手続を、コストをかけてまでやるだけの事務なのか、例えば経済的な利益とか実質があるのかというところの話になると、新しい第三の方法を考えざるを得ないような時期にあり、スピード感を持って処分していく必要があるのだと思う。

代替道路などという話も、ある意味で手続を全部行うべきものを少しショートカットして代替するような、一つ合理的な手続を設けたというように考えることができ、これに類似したような形での簡易な方法は、実態を調査いただいた後に用意する必要はないのか。そういうことを求めている、そういうものも基礎にある提案なのではないか。

単に、くださいとか、そういう提案ではないと思うので、ぜひ実態調査の上に新しい簡便な手法、今ある正規のルートはルートで置いた上で、代替できるようなものがないのかということ、これが一個の例示だという観点で御検討いただくことは可能か。

(農林水産省) 大前提として、やはり国有財産をどういうふうに分等をするのかというのが重要な問題だと思うので、その基本原理を押さえた上で調査をしてみて、何らかの運用の工夫が可能というものがあれば、それをまた議論させていただきたいと思う。

(大橋部会長代理) その調査のときに、ぜひどれくらいの期間塩漬けになっているのか、どれくらいの人員が必要になっていたのか、それを売ったときの収益はこの程度くらいにしかならなかったなど、色々なこ

とを踏まえた上で総合的な国有財産管理というものも考えていただくという形での調査というか、幅広く見ていただくといいかなと思うので、ぜひお願いしたい。

(農林水産省) 網羅的にはできないため、事例的になるかもしれないが、調査のときに工夫したいと思う。

(高橋部会長) それから、この法形式での譲与というと、返さなければいけないというのがよくわからないのだが、これはどういう趣旨で譲与となっているのか。

(農林水産省) 譲与で、無償で譲渡しているわけだが、そこに条件をつけているということ。それで、その目的で使っている限りはずっと使っていた方がいいので、その意味では処分をしたということになっているが、その譲与した土地について、目的外の利用にするときには、当初の譲与までして財産を処分したところと齟齬が出てくるため、国に戻していただくという考え方になっている。

(高橋部会長) ただ、大橋部会長代理がおっしゃったように、フレキシブルなやり方も少し、実態を踏まえて御検討いただければと思うので、よろしくお願いしたい。

<通番 38：身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付け廃止（内閣府、厚生労働省）>

(厚生労働省) 厚生労働省において、身体障害者手帳の交付主体となっている都道府県、指定都市、中核市、合計 125 自治体に対し、身体障害者手帳再交付申請時の個人番号の取扱いに係る調査を実施した。具体的には、この再交付申請時に個人番号を省略した場合、業務に支障が生じるかどうかという形で調査したところ、30%の自治体において支障が生じるというお答えがあり、57%の自治体において支障が生じないというお答えがあった。また、13%の自治体が未回答であった。支障が生じるとお答えになった自治体はその理由として記載したものは、副本登録ができていないものの個人番号を取得する機会が失われるというものが多かった。

調査の結果、身体障害者手帳の再交付申請時に個人番号の記載を省略しても業務に支障は生じない自治体が全体としては多かった。その一方で、業務に支障が生じる自治体も一定数あるという状況である。こういった実態に配慮し、それらの自治体の業務に支障が出ないように、個々の自治体において個人番号の記載の省略の有無を選択できるような方策を講ずる方向で検討を進めたいと考えている。

(高橋部会長) これは自治事務か。

(厚生労働省) はい。

(高橋部会長) そうすると、マイナンバーを記載しなくても支障がないという通知を出せば、自治体はマイナンバーを要求しないということができるということか。

(厚生労働省) どのレベルで担保するかというのは技術論として詰めるが、それぞれの自治体で、支障が生じると考えるところは今までどおり書いていただくという形になるかもしれないが、支障が生じないと考える自治体においては、省略できるという形にしてはどうかと思っている。

(高橋部会長) 事務局、いかがか。

(多田参事官) 現在、義務付けとされている部分を、義務付けではなくて、自治体がその実情に応じて選択できるような手立てをするということでもよろしいか。また、昨年来、既に他の証で先行して措置しているところがあるが、そこと何か違いなり、あるいは同じような取扱いなり、そのあたりはいかがか。

(厚生労働省) 他ところで講じられているものの趣旨を必ずしも正確に理解していないが、今、申し上げたように、自治体としてどうお考えになるかに応じて選べるような形にしたいということであるため、一人一人の国民という立場で見たときに記載を義務付けられるのかどうかというのは、どこの自治体に住所があるかによって違ってくると思う。

(高橋部会長) かなり前向きなお答えだと思う。自治体の要求に沿ったものになるか、こちらでも検討しないとイケない。

(厚生労働省) おそらく、御提案をされた自治体は、まさにこの記載を省略しても支障は生じないというお考えで出してこられたのだと思うので、そういう自治体では記載しなくてもいいという形で対応できるようにしておくということではないかと思う。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまで引き取らせていただきたい。前もって文書でいただければ、それを踏まえて我々としての見解を申し上げられるのだが。

(厚生労働省) 調査の回答取りまとめに直前まで時間を要したため、事前の情報提供ができなかった。申し訳ない。

(高橋部会長) では、今回は引き取らせていただく。

(大橋部会長代理) 今の結果だと、約6割近くのところは、この義務付けが外れて、非常にいい結果になると思うが、まさに国と地方公共団体の関係の中ではそれで一つ、解決策が見つかったと思う。他方で、これは実際に利用される身体障害者手帳をお持ちの方からしてみると、自分が住んでいる地方公共団体の意向によって、あるところでは義務付けをされ、あるところでは義務付けされないという違いが出るということの評価も、この制度を運用される立場からするとどうお考えなのかという気がする。6割近い方たちが、支障がないといわれている事務で、しかも他の福祉のものについて、先行して、この義務付けを廃止したのものもあるので、ここだけなお一部残すのではなくて、義務付けを今回の調査を前提として外すということの御検討も、全体を見ると、必要なのではないかと思ったのだが、いかがか。

(厚生労働省) 去年も申し上げたが、身体障害者手帳は一度発行したのものについて有効期限がいつまでという形で切るのではなくて、ある意味では出したままの形になるので、再交付という機会を捉えてでも、とにかく個人番号を行政として取得できる機会をできるだけ確保しておきたいという自治体としての思いもあって、今回、支障が生じるという回答を出してこられた30%の自治体はまさにそういうあらゆる機会を捉えて個人番号を取得したいという思いがあるのだろうと思っている。それ自体は、否定しがたいことだと思うので、そういう意味で自治体の方の判断に委ねるような対応にしてはどうかと考えた次第である。

(大橋部会長代理) これは等級が変わるとかというときでも必要ないのか。

(厚生労働省) もちろん、等級が変わるときには、申請が必要である。

(大橋部会長代理) 身体障害者の方は、今でも等級が変わると役所に行かなければいけないし、申請書も事前に取りに行って、また書いて提出などということを見せているところで、やはり対象者のことを考えると、それでも義務付けするのかという問題は残ると思う。

(厚生労働省) 御承知のとおり、身体障害もいろいろな障害があり、非常に固定的で、あまり変化がないものもあれば、ある程度揺れ動くものもあるので、その点は一概になかなか決めがたいと思っている。

(高橋部会長) またこちらでも少し検討させていただきたい。

<通番 43：地域女性活躍推進交付金の市町村事業における交付方法の見直し（内閣府）>

(高橋部会長) 「関係機関」とは、具体的に何を想定されているか。

(内閣府) 基本は知事会である。

(高橋部会長) そういう意味か。

(内閣府) また、財務省等とも、交付手続の見直しがあるので、調整が必要と考えている。

(高橋部会長) まだ財務省とは調整していないのか。

(内閣府) 会計課とは調整をしており、大体これで問題ないという見込みを含めて進めている。

(高橋部会長) 承知した。

この市町村事業は、具体的に多く活用されているのか。

(内閣府) 今年度の事業で申し上げれば、39都道府県と91市町村に交付しており、市町村ベースでは91団体に活用されている。

(高橋部会長) 承知した。

そうすると、財務的にもお金が動く話ではないので、調整が要ると思うが、今後、どのようなスケジュール感で進めていただけるか。

(内閣府) まずは知事会ということで、このプロセスが終わり次第、お盆明けにも速やかに知事会と相談したいと思う。知事会においても、県として合意するのをどのようにすればよいか、知事会だけで了解が出せるものなのか、それとも、いくつかの県と相談するのかという、スキームを作っていただかないといけないので、それを行って、9月、10月には決着を出来ればつけたいと思っている。また、11月、12月、1月ぐらいで、県に色々な承諾を得る等、色々なことも発生する可能性が手続によってはあるので、そのようなことを行った上で、来年度の4月以降から実施するものについては、直接補助という形でできるようにしたいと思っている。

(高橋部会長) 承知した。

私どもも基本、単年度の作業で、お尻が大体12月であるので、そこまで具体的な方向性、要するに来年の4月からというところの方向性について明確にできればと思っており、まだ時間があるので、事務局とよく調整していただければありがたいと思う。

(内閣府) これをやるかやらないかによって都道府県で予算計上が必要かどうかが変わってくるので、そうしたスケジュールも踏まえて準備していきたいと思っている。

(高橋部会長) 事務局、それでよろしいか。

(多田参事官) はい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)